

3月13日開催 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の実施

富士ソフトの株主総会対応

富士ソフト株式会社
総務部 部長
赤松 理

Q1. 3月13日に開催された第50回定時株主総会について、当初ご予定されていた内容から、新型コロナウイルス感染拡大に伴い変更された点を教えてください。

まず、インターネットを用いて議事進行を視聴し、質疑応答および議決権行使を行う「インターネット出席」（注：後掲・経産省「実施ガイド」の「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」）を急遽取り入れました。また、当初は200名を収容する1つの会場で実施する予定でしたが、座席間隔をあけ密集を避けるべく、4つの分散会場とし映像・音声を同時中継しました。そして、受付や会場内にマスク・消毒液を用意し、感染予防に取り組みました。

Q2. 「インターネット出席」導入に至った経緯と検討過程につき教えてください。

当社は2月27日に、招集通知と「インターネット出席に関する株主通知事項」（後掲【図表4】参照。以下「株主通知事項」）を株主の皆様へ発送しています。招集通知には「インターネット出席」について記載していませんが、これは招集通知校了時に「インターネット出席」導入が決まっておらず、2月26日の取締役会議にて急遽決定したためです。2月中旬～下旬は、日本における感染拡大が顕在化しつつある時期でした。株主の皆様の安全を確保すべくお土産をなくすことや自粛の呼びかけ等により規模縮小を図る会社があるなかで、当社としては、できるだけ株主の皆様に対するご説明の環境や対話の機会を減らしたくないという思いがありました。また、ICT企業としての矜持と自負もあり、法的なリスクはゼロとはいえないものの、「株主のためにやろう」という経営判断となりました。実際には、159名の方に会場出席、11名の方に「インターネット出席」をしていただきました。

Q3. 「インターネット出席」の具体的な仕組みについて教えてください。

前提として、当社が「インターネット出席」を実施できた背景には、もともと議決権行使と集計の方法をシステム化していたことがあげられます。当社では、7年ほど前から来場株主全員にiPadを貸し出し、iPad上で当社開発のバーレス会議システム「moreNOTE」の技術を応用して構築したシステムにより資料の閲覧・議決権行使をしていただき、集計結果をリアルタイムでスクリーン上に映し出す仕組みをとっていました。「インターネット出席」は、会場で行っていたこの仕組みを、株主が会場外で行うことができるようにしたものです。

具体的には、「インターネット出席」を希望する株主には、①質疑応答のための電話、②議事進行のライブ配信を視聴するPC、③資料の閲覧や議決権行使を行うiPadをご用意いただきます。そして、iPadにはご自身で事前にアプリをダウンロードしていただく必要があります。

「インターネット出席」株主からの質疑応答は電話で受け付けることとし、コールセンターチームを用意しました。実際にご質問はなかったのですが、コールセンターチームが株主から電話を受け、議長あるいは事務局に質問がきている旨を伝える仕組みとなります（【図表2】参照）。

【図表1】 システム監視ルームでシステムがダウンしないように細心の注意を払う



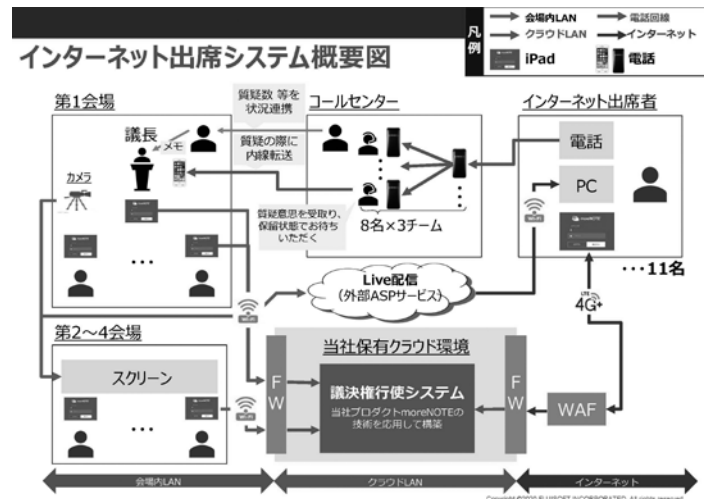
ライブ配信に関しては、Jストリーム社の配信サービスを使って行いました。

当社は、総会会場においては出席株主全員が議決権行使を完了するまで投票を締め切らず、どの株主がまだ投票していないかを事務局が一覧できるようにし、未投票の株主には「iPad隊」と呼ばれるスタッフが操作方法等をご案内する体制をとっています。「インターネット出席」株主についても、「投票が確認できない場合は事務局から確認をする旨」を事前にご案内し、何らかの不具合で議決権行使ができないことがないように配慮しました。当日、「インターネット出席」株主の1人が議決権行使を最後までされず、コールセンターチームから確認のご連絡をしましたが、結果的に無事に投票していただきました。

Q4. 「インターネット出席」について、法的にはどのような検討をされたのでしょうか。

経産省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（2020年2月26日、以下「実施ガイド」）を参考に、顧問弁護士、証券代行と検討を重ねました。実施ガイドでは、インターネット出席が会社法上の「出席」にあたるためには「開催場所と株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されていること」が必要であると

【図表2】「インターネット出席」の仕組み



【図表3】インターネットでの議決権行使



しています。当社では、前述のとおり①電話での質問受付、②議事進行のライブ配信、③タブレットでの議決権行使によって、同要件を満たすことができると考えました。

「インターネット出席」導入の1番のリスクは、通信障害により「インターネット出席」株主が審議・決議に参加できない事態が生じた際に、会社法上の決議取消事由となってしまうことです。実施ガイドにおいても、「通信障害についてあらかじめ対策を行うこと」が必要とされています。当社としては、質疑応答の手段だけではなく、不測の事態における連絡先として事前に電話番号をうかがい、通信障害があった場合のサポートができるように備えていました。さらに、どうしても議決権が行使できないという事態を想定し、通話を録音させていただきながら議決権行使の入力を代わりに実施させていただくことまで準備していました。

また、質疑応答の方法については、非常に頭を悩ませました。実施ガイドではテキスト形式での質問受付が想定されていますが、議長が指名前に質問内容をチェックできることにより、経営陣に対し都合の悪い質問をとりあげない等の恣意的な議事運

営がされる可能性が指摘されています。当社では、できるかぎり会場出席株主と同じ質疑応答環境を整備し、平等に取り扱いたいと考え、前述の電話を使った方法を選択しました。

そして「株主通知事項」においては、「インターネット出席」の方法は通信障害が起きる可能性があること、コールセンターチームの人員・議事進行の観点よりすべての質問を受け付けることはできないこと、その他会場出席にはない想定外の不利益が生じてしまう可能性があることを明記し、そうした状況をご了承いただいたうえで、「会場出席」か「インターネット出席」を判断していただきたい旨を記載しています。

Q5. 「インターネット出席」の今後の課題につき教えてください。

当社が実施した「インターネット出席」を可能とするデバイスが揃う株主はまだ少数であり、今回は11名の参加であったため対応することができました。しかし、たとえば会場出席株主と同数以上になる等、「インターネット出席」が主流となっていく場合には、今回とは異なる仕組みづくりをする必要があるかもしれません。

また、実務的・具体的な点については実施ガイドに記載されていない部分も多く、当社独自の解釈をもって判断しなければならない事項が多くありました。たとえば、時間内に「インターネット出席」株主から議決権行使がなかった場合にどのように扱えばよいのか、会場出席株主からの質問とインターネット出席株主からの質問の採否を同様に判断してよいのか、通信障

【図表4】「株主通知事項」の一部抜粋

ご本人確認の方法

インターネット出席いただく場合、上記期限までにお申込みをいただいた株主様にご案内するIDとパスワードを用いて当社ホームページ・アプリケーション等にログインいただく方法で、株主様の本人確認を実施させていただきます。インターネット出席株主様の本人確認が完了した場合には、ログイン状態で行われた質問や議決権行使については、当社は、当該インターネット出席株主様による権利行使として取り扱うことといたします。

なお、インターネット出席の方法で定時株主総会にご参加いただけるのは、株主様本人のみに限定させていただきます。代理人等による参加はご遠慮いただきますようお願いいたします（代理人等による出席をご希望される株主様は、会社法及び定款等のために従い、会場出席いただきますようお願いいたします）。

インターネット出席した場合の事前の議決権行使の取扱い

別途ご案内しておりますとおり、従来同様、事前に書面又はインターネットで議決権行使をいただくことも可能です。ただし、事前に議決権行使いただいたうえで、開催日当日、インターネット出席の方法で定時株主総会にご出席いただいた時点で、事前の議決権行使の効力は破棄するものといたします。インターネット出席に關しましては、上記期限までにお申込みをいただいた株主様に対して当社が別途ご案内するIDとパスワードを用いてログインいただいた時点で、出席があったものと取り扱います。

また、事前に議決権行使いただいたうえで、定時株主総会にインターネット出席いただいたものの、採決に参加せず、議決権の行使がなされなかった場合には、会場出席株主様と同様、棄権として取り扱うことといたします。

ライブ配信による定時株主総会の視聴も従来どおりご利用いただけますので、事前に行った議決権行使の効力を維持しつつ、株主総会の議事進行の様子をご覧いただきたい場合には、インターネット出席のためのシステムにログインすることなく、ライブ配信のみをご利用ください。

ご質問の方法、取扱い

▶ 固定電話又は携帯電話から会場にいる当社のオペレーターにお電話をいただき、議長の許可を得て質問をすることができます。

▶ ご質問の際にお届けいただく電話番号や質問の方法、取扱いの詳細につきましては、上記期限までインターネット出席のお申込みをいただいた株主様に追ってご案内させていただきます。

▶ インターネット出席株主様も、会場出席株主様同様、議長の許可を得て質問をしていただくことになるうえ、オペレーターの数に限りがございますので、ご質問を希望される場合であっても、その全てを受け付け、回答することはいたしなかる場合があります。ご了承ください。

また、(i) 質問が定時株主総会の目的たる事項に関しないとき、(ii) 質問に対して説明することが株主共同の利益を著しく害するとき、(iii) 質問に対して説明をするために調査が必要とき、(iv) 質問が重複するとき、(v) 質問に対して説明することで、顧客・取引先、従業員等の会社関係者の権利を侵害するときなど、説明することが不適当な質問に対しては、質問を取り上げず、ご回答しないものといたします。

不適切な質問を繰り返すなどして、濫用的な質問であると議長が判断した場合には、当社から当該インターネット出席株主様との通話を強制的に途絶させていただきます。

動議の方法、取扱い

円滑な株主総会運営のため、動議につきましては、株主総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含めてすべて、会場出席株主様から提出いただいたもののみを取り上げ、インターネット出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。動議を提出する可能性がある株主様におかれましては、会場出席の方法で定時株主総会にご出席いただきますようお願い申し上げます。

また、同様の理由から、動議の採決につきましても株主総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含めてすべて、インターネット出席株主様は棄権又は欠席と取り扱うこととさせていただきます。動議の採決への参加を希望される株主様におかれましては、会場出席の方法で定時株主総会にご出席いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法、取扱い

インターネット出席株主様は、開催日当日、議事の内容をご覧いただいたうえで、議決権行使いただくことが可能です。議決権行使いただくための手続は、以下のとおりです。

▶ IPアドレスに当社指定のアプリケーションをインストールし指定の設定を行った上で、採決の際に表示される議決権行使の画面からIPアドレスを操作することで、議決権の行使ができます。

▶ インストールや設定内容、ご使用方法の詳細は、お申し込みいただいた株主様に追ってご案内いたします。

ご注意

開催日当日の議決権行使をご予定の株主様におかれましては、インターネット出席についての各種制限事項や、会場出席との取扱いの違い、通信障害の可能性その他インターネット出席を選択した場合に想定外の不利益が生じる可能性も含まれて、会場出席の方法で定時株主総会にご出席いただくか、インターネット出席の方法で定時株主総会にご出席いただくかをあらかじめご判断いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネット出席株主様に対して、お土産をお渡しすることはできませんので、併せてご注意ください。

当社としては、インターネット出席を実現するためのシステム整備を全力で進めておりますが、通信環境やシステムの開発・整備の状況、お申込みの状況によっては、上記でご案内させていただいたインターネット出席に関する内容の一部を変更する場合があります。又はインターネット出席自体を中止することがあり、事前の議決権行使又は会場出席をお願いすることがあることにつき、あらかじめご了承ください。

今後詳細が決定したもので、変更内容その他のお知らせにつきましては、適時当社ホームページ（URL：<https://www.fsi.co.jp/ir/soukai/meeting.html>）でお知らせいたしますので、こちらの内容もあわせてご覧ください。

害等の不利益が発生してしまったときに事前通知を含めどのような対策をしていけば取消事由になるリスクを減らすことができるのか等について、「こうした方法であれば問題ない」という公的な見解が必要です。現在、6月総会実施企業から自社でも導入できないかというお問い合わせが複数きていますが、実際に「インターネット出席」導入が現実的な選択肢となるためには、実務的手法に関するガイドラインが示されることが必要だと考えます。